デイサービスケアウイング六甲

運　営　規　程

【事業の目的】

第１条　　株式会社神戸介護ケアウイングが開設する、地域密着型通所介護事業（以下「事業所」という）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に従事する職員が地域密着型通所介護を必要とする要介護認定を受けた高齢者に対し、適切な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

【事業の名称】

第２条　　事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

（１）名称　　デイサービスケアウイング六甲

（２）所在地　神戸市灘区大和町４丁目５番２５号

【デイサービス理念】

第３条　　ケアウイング六甲は下記の理念に基づき運営を行う。

１．社会性　・デイサービスを通じ、利用者の心安らぐ価値を創造し、
そこに集う利用者の豊かで健やかな QOL の向上に貢献する。

２．人間性　・デイサービスの繁栄を通じ、利用者や職員の幸福を追い求め、
人間中心のデイサービス運営を実現する。

３．科学性　・社会の要求に豊かな発想で応え、知識、技術、心を持って
利用者とその家族の満足と信頼を得る。

【運営の方針】

第４条　　事業実施に当たっては介護保険法並びに関係する厚生労働省令、公示の趣旨、内容を遵守する。

（１）事業の運営に当たっては要介護者であるものについて、近隣地域に根付いた存在であることを目指し、デイサービス事業により利用者の QOL の向上、またそのご家族の介護力軽減を実現し、地域と密着した事業を展開する。

【従業員の職種、員数及び職務内容】

第５条　　当デイサービスは、以下の職員を従事させます。

１．管理者　　１名（常勤兼務）
職員及び業務全般の管理を行います。

２．生活相談員　　１名（常勤兼務）
介護サービス計画の作成や、ご利用者からのご相談に応じます。

３．介護職員　　４名（常勤専従・非常勤専従）
入浴・食事等の介護を致します。

４．看護職員　　２名（非常勤兼務）
健康チェックやご利用中の健康管理を致します。

５．機能訓練指導員　　２名（非常勤兼務）
日常生活動作訓練を致します。

６．歯科衛生士　　１名（非常勤専従）
口腔機能の維持・向上を支援致します。

【営業日及び営業時間】
第６条　営業日及び営業時間は下記の通りとさせていただきます。
１．営業日　　土曜日、日曜日、８月１３日～８月１５日、１２月２９日～１月３日を除く毎日。
２．営業時間　　８時３０分から１７時３０分
３．サービス提供時間　　９時３０分から１６時００分
但し、上記以外の日でも業務の都合等で休業することがございます。

【地域密着型通所介護の利用定員】
第７条　１日に利用できる定員は１８名までとします。

【地域密着型通所介護の提供方法、内容及び利用料その他費用の額】
第８条　当デイサービスでは以下のサービスを行います。
１．送迎
２．健康チェック
３．食事サービス
４．入浴サービス
５．レクリエーション
６．日常動作訓練
７．口腔ケア
８．相談援助

第９条　利用料その他の費用の額
利用料は法定受領サービス分については、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
法定受領サービス分以外については、介護報酬の告示上の額に準じます。
その他、サービスをご利用いただくにあたって、次の費用を申し請けます。

１．食費	７６０円
２．おむつ代等の個人的経費	実費相当額
３．通常のサービスエリア以外への送迎	要相談

【通常の事業の実施地域】
第１０条　　通常のサービスエリアは神戸市灘区・神戸市東灘区とさせていただきます。
但し、その他の地域にお住まいの方にもご利用いただけます。

【サービス利用に当たっての留意事項】
第１１条（１）利用予定日に、ご利用にならない場合はお早めにご連絡ください。
（２）利用当日、体調等で普段と違う状況に気付かれた場合は、送迎の職員にお申し付けください。
（３）感染性疾患または感染の恐れがある疾患と診断された方は、ご利用をお断りする事があります。治癒後は、主治医の確認を頂いてからご利用ください。

【緊急時における対応】
第１２条（１）従業員は、利用者に緊急事態が生じたときは、直ちに管理者に報告すると共に速やかに主治医、家族に連絡するなどの措置を講ずると共にその間必要に応じて、適切な処置を講じなければならない。
（２）非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また防火管理については責任者を定め定期的に訓練を行う。

【虐待防止のための措置に関する事項】
第１３条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。
１．虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員の周知徹底を図る。
２．虐待防止のための指針を整備する。
３．従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
４．前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
（２）事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【身体拘束の禁止】
第１４条　職員は、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。を行わない。但し、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。
（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
（３） 前項の規程による身体拘束等を行う場合には、あらかじめ入居者家族に、入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束の態様及び目的、身体拘束を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文章で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行う事ができる。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
（４） 前各項の規程による身体拘束等を行う場合には、職員のより検討会議を行う。
また、経過観察記録を整備する。
（５） 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３ヶ月に１回開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。

【感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策】
第１５条　事業者は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
（１）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果いついて従業員に周知徹底を図る。
（２）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
（３）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

【その他運営についての留意事項】
第１６条　　その他、運営に当たっては以下の事項に留意しなければならない。
（１）事業所は職員の研修の機会を設け、介護業務の品質向上を図る。
（２）従業者は業務上、知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
（３）従業者であった者が従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべく旨を従業者との雇用契約の内容とする。

（４）地域密着型通所介護に対する利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
（５）利用者の使用する備品等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じる。
（６）会計区分は、地域密着型通所介護の事業とその他の事業会計との区分をつける。
（７）サービス内容を適切な基準による評価を行い、その結果を公表する。
（８）サービス提供の記録については、当社にて５年間保管する。
（９）この規程に定める事項以外、運営に関する事項は法人代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定める者とする。

【付則】

この規程は平成１６年３月１日から施行する

平成２７年８月１日　　改定

令和　７年１月１日　　改定